

岐阜県公報

第二千四百六十号
平成二十五年七月九日

(火曜日)

目次

告示

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定

(地域福祉国保課) 四五五

指定介護機関の廃止の届出

(同) 四五八

指定介護機関の休止の届出

(同) 四九九

指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) 四九九

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 四六一

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知

(同) 四六一

建築基準法に基づく道路の位置指定

(建築指導課) 四六二

選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設の指定取消し

(選挙管理委員会) 四六三

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 四六三

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 四六四

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業流通課) 四六五

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(同) 四六六

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 四六六

告示

岐阜県告示第三百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十五年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

株式会社 ナイスマン	居宅介護事業者等の名称 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	多治見市光ヶ丘二八五	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
株式会社 ナイスマン	多治見市光ヶ丘二八五	〇	アストレ太平町	多治見市太平町五五	平成二五・二・一	
株式会社 ナイスマン	多治見市光ヶ丘二八五	〇	アストレ太平町	多治見市太平町五五	同	
有限会社 健康理化学センター	羽島郡岐南町八剣二二七	〇	サンライズデイサービスセンター	羽島郡岐南町八剣二二七	同	
有限会社 健康理化学センター	羽島郡岐南町八剣二二七	〇	サンライズデイサービスセンター	羽島郡岐南町八剣二二七	同	
特定非営利活動法人かえで	羽島市竹鼻町飯柄字西折戸八二一	〇	デイサービス かえで	羽島市竹鼻町飯柄字西折戸八二一	同	
特定非営利活動法人かえで	羽島市竹鼻町飯柄字西折戸八二一	〇	デイサービス かえで	羽島市竹鼻町飯柄字西折戸八二一	同	
株式会社 ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二九	〇	ニチイケアセンター岐阜南	羽島郡笠松町北及一八	同	
株式会社 ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二九	〇	ニチイケアセンター岐阜南	羽島郡笠松町北及一八	同	
株式会社 ハートフルスマイル	各務原市那加前洞新町四二二六	〇	レッツ倶楽部 いちよう通り	各務原市那加前洞新町四一九三	同	
株式会社 ハートフルスマイル	各務原市那加前洞新町四二二六	〇	レッツ倶楽部 いちよう通り	各務原市那加前洞新町四一九三	同	
株式会社 一心	揖斐郡池田町八幡二五	〇	レッツ倶楽部 ひのき	大垣市松町七九八	同	
株式会社 一心	揖斐郡池田町八幡二五	〇	レッツ倶楽部 ひのき	大垣市松町七九八	同	
株式会社 一心	揖斐郡池田町八幡二五	〇	レッツ倶楽部 ひのき	大垣市松町七九八	同	
株式会社 一心	揖斐郡池田町八幡二五	〇	レッツ倶楽部 ひのき	大垣市松町七九八	同	
株式会社 一心	揖斐郡池田町八幡二五	〇	レッツ倶楽部 ひのき	大垣市松町七九八	同	
株式会社 一心	揖斐郡池田町八幡二五	〇	レッツ倶楽部 ひのき	大垣市松町七九八	同	
有限会社 ワカオセラミック	土岐市肥田町肥田二五	〇	デイサービス アストレ梅ノ木	土岐市肥田浅野梅ノ木町二三七	同	
有限会社 ワカオセラミック	土岐市肥田町肥田二五	〇	デイサービス アストレ梅ノ木	土岐市肥田浅野梅ノ木町二三七	同	
有限会社 ワカオセラミック	土岐市肥田町肥田二五	〇	デイサービス アストレ梅ノ木	土岐市肥田浅野梅ノ木町二三七	同	
有限会社 ワカオセラミック	土岐市肥田町肥田二五	〇	デイサービス アストレ梅ノ木	土岐市肥田浅野梅ノ木町二三七	同	

株式会社HOTTO	多治見市明和町二四	通所介護	おあしすデイサービス虎溪山	多治見市虎溪山町三 一七三 一F	同
株式会社HOTTO	多治見市明和町二四	介護予防 通所介護	おあしすデイサービス虎溪山	多治見市虎溪山町三 一七三 レジデン ス 一F	同
有限会社 聖心堂	大垣市見取町四〇七 レールシテイ一〇〇七 号	通所介護	ハピネスクラブ羽島	羽島市江吉良町二三一	同
有限会社 聖心堂	大垣市見取町四〇七 レールシテイ一〇〇七 号	介護予防 通所介護	ハピネスクラブ羽島	羽島市江吉良町二三一	同
株式会社 トーカイメディカル	愛知県春日井市中央台七九二	居宅療養 管理指導	トーカイ薬局 美濃加茂店	美濃加茂市古井町下古 一 井字塚原二五五八	同
株式会社 トーカイメディカル	愛知県春日井市中央台七九二	介護予防 居宅療養 管理指導	トーカイ薬局 美濃加茂店	美濃加茂市古井町下古 一 井字塚原二五五八	同
株式会社 ユタカメディカシステムズ	大垣市林町一〇一三 三九一	居宅介護 支援事業	ゆたかケアプランセンター 楽田	大垣市楽田町二一〇 一F	同
株式会社 ファーマシーリンク	各務原市川島松倉町二 三五〇七〇	居宅療養 管理指導	ピース薬局 ぎふはしま店	羽島市舟橋町宮北一 三〇	同
株式会社 ファーマシーリンク	各務原市川島松倉町二 三五〇七〇	介護予防 居宅療養 管理指導	ピース薬局 ぎふはしま店	羽島市舟橋町宮北一 三〇	同
国 枝 武 美	本巢市文殊八八一	居宅療養 管理指導	国 枝 医 院	本巢市文殊八八一	同
株式会社 エスポワール	揖斐郡大野町大字黒野 二二一七八	訪問介護	訪問介護事業所 エスポワール各務原	各務原市蘇原東栄町二 三一	平成二五・二・七
株式会社 エスポワール	揖斐郡大野町大字黒野 二二一七八	介護予防 訪問介護	訪問介護事業所 エスポワール各務原	各務原市蘇原東栄町二 三一	同
株式会社 エスポワール	揖斐郡大野町大字黒野 二二一七八	居宅介護 支援事業	居宅介護支援事業所 エスポワール各務原	各務原市蘇原東栄町二 三一	同
特定非営利活動法人ほおずきの会	各務原市上中屋町二 一八三	訪問介護	ほおずきの会ヘルパーステーション	各務原市上中屋町二 一八三	平成二五・二・二二

特定非営利活動法人ほおずきの会	各務原市上中屋町二一八三	介護予防訪問介護	ほおずきの会ヘルパーステーション	各務原市上中屋町二一八三	同
特定非営利活動法人ほおずきの会	各務原市上中屋町二一八三	認知症対応型通所介護	デイサービスセンターほおずき	各務原市上中屋町二一八三	同
特定非営利活動法人ほおずきの会	各務原市上中屋町二一八三	介護予防認知症対応型通所介護	デイサービスセンターほおずき	各務原市上中屋町二一八三	同

岐阜県告示第三百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃

止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十五年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	廃止年月日
奥野正隆	各務原市那加不動丘二一九	訪問看護	奥野医院	各務原市那加雄飛ヶ丘町一七一八	平成二四・一一・三〇
奥野正隆	各務原市那加不動丘二一九	居宅療養管理指導	奥野医院	各務原市那加雄飛ヶ丘町一七一八	同
奥野正隆	各務原市那加不動丘二一九	介護予防訪問看護	奥野医院	各務原市那加雄飛ヶ丘町一七一八	同
奥野正隆	各務原市那加不動丘二一九	介護予防居宅療養管理指導	奥野医院	各務原市那加雄飛ヶ丘町一七一八	同
協同組合大垣調剤センター	大垣市藤江町二一一八新光ビル	居宅療養管理指導	藤江調剤薬局	大垣市藤江町二一一八新光ビル	同
株式会社森下商運	多治見市旭ヶ丘九三二〇	通所介護	こぶしの里デイサービスセンター	多治見市虎溪山町三一七三	平成二五・一一・三一
株式会社森下商運	多治見市旭ヶ丘九三二〇	介護予防通所介護	こぶしの里デイサービスセンター	多治見市虎溪山町三一七三	同

YMカンパニー株式会社	三〇	羽島市舟橋町宮北一	居室療養管理指導	ピース薬局	ぎふはしま店	三〇	羽島市舟橋町宮北一	同
YMカンパニー株式会社	三〇	羽島市舟橋町宮北一	介護予防居室療養管理指導	ピース薬局	ぎふはしま店	三〇	羽島市舟橋町宮北一	同
株式会社森住建	七一	揖斐郡池田町藤代二六	通所介護	レッツ倶楽部	いけだ	一八二	揖斐郡池田町八幡三二	同
株式会社森住建	七一	揖斐郡池田町藤代二六	介護予防通所介護	レッツ倶楽部	いけだ	一八二	揖斐郡池田町八幡三二	同
株式会社森住建	七一	揖斐郡池田町藤代二六	通所介護	レッツ倶楽部	ひのき	同	大垣市松町七九八	同
株式会社森住建	七一	揖斐郡池田町藤代二六	介護予防通所介護	レッツ倶楽部	ひのき	同	大垣市松町七九八	同
株式会社森住建	七一	揖斐郡池田町藤代二六	居室療養管理指導	みつば	薬局	二六	美濃加茂市田島町二六	同

岐阜県告示第三百五十一号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を休

止した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。
 平成二十五年七月九日
 岐阜県知事 古 田 肇

居室介護事業者等の名称	居室介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居室介護事業所等の名称	指定居室介護事業所等の所在地	休 止 年 月 日
株式会社ウイズダム	神奈川県横浜市神奈川区栄町六一	居室介護支援事業	ウイズダム	美濃市大矢田三二六四	平成二四・一二・三一

岐阜県告示第三百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものと

された生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十五年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	変更年月日
株式会社イー・ニーズ	多治見市宝町五 八三	訪問介護	あいあるヘルパーステーション	新 多治見市宝町四 一三五 旧 多治見市大畑町二 八〇	平成二四・九・一
株式会社イー・ニーズ	多治見市宝町五 八三	訪問介護	あいあるヘルパーステーション	新 多治見市宝町四 一三五 旧 多治見市大畑町二 八〇	同
医療法人社団白鳳会	新 郡上市白鳥町白鳥 二六 旧 郡上市白鳥町白鳥 二一	訪問介護	ヘルパーステーションしるとり	新 郡上市白鳥町白鳥 二六 旧 郡上市白鳥町白鳥 二一	平成二四・一一・九
医療法人社団白鳳会	新 郡上市白鳥町白鳥 二六 旧 郡上市白鳥町白鳥 二一	福祉用具貸与	ヘルパーステーションしるとり	新 郡上市白鳥町白鳥 二六 旧 郡上市白鳥町白鳥 二一	同
医療法人社団白鳳会	新 郡上市白鳥町白鳥 二六 旧 郡上市白鳥町白鳥 二一	介護予防訪問介護	ヘルパーステーションしるとり	新 郡上市白鳥町白鳥 二六 旧 郡上市白鳥町白鳥 二一	同
医療法人社団白鳳会	新 郡上市白鳥町白鳥 二六 旧 郡上市白鳥町白鳥 二一	介護予防福祉用具貸与	ヘルパーステーションしるとり	新 郡上市白鳥町白鳥 二六 旧 郡上市白鳥町白鳥 二一	同
社会福祉法人 神戸町社会福祉協議会	安八郡神戸町八条二五 八二	居宅介護支援事業	新 神戸町社協居宅介護支援事業所 旧 神戸町居宅介護支援事業所	安八郡神戸町八条二五 八二	平成二五・一・一

岐阜県告示第三百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
平成二十五年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市河合町稲越字小谷平三三〇八の六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
平成二十五年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜県知事 古田 肇

郡上市八幡町西乙原字室戸二二二二の一から二二二二の四まで、二二二三、二二二四、二二二五の二、二二二五の三、二二二三の二、二二二三の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めなし。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。
平成二十五年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

中津川市蛭川字鷹岩五七三八の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

岐阜県知事 古田 肇

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により公告する。

平成二十五年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜・西濃建築事務所

位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	年月日 指定
瑞穂市別府字井場一ノ町一四六〇番四	四・〇〇 九・八五	二六・四六	岐西建築第九号の二九	平成 二五・四・二
同 市牛牧字細道一・二六番四	四・〇〇	三三・二四	岐西建築第九号の三〇	同 四・二
羽島市竹鼻町狐穴字弁天一九一九番四及び同番五	四・〇〇	二六・三〇	岐西建築第一四一号	同 四・二
揖斐郡池田町六之井字畑田八八六番一	五・一〇	八・七九	岐西建築第一四一号の二	同 四・三
瑞穂市横屋字中吹三六一番七	五・〇〇	三三・〇〇	岐西建築第一四一号の三	同 四・六
養老郡養老町飯田字八ノ坪四五二番四	六・〇〇	二七・八一	岐西建築第一四一号の四	同 五・二
羽島郡岐南町平島一丁目四七番三	四・〇五	三三・〇〇	岐西建築第一四一号の五	同 五・八
瑞穂市牛牧字中尾六九〇番四	四・八九	三三・九	岐西建築第一四一号の六	同 五・七

中濃建築事務所

同 市同 字宮下二三番九及び二五番四	五・一〇 四・八五	三三・九	岐西建築第一四一号の七	同 五・二〇
同 市同 字明治九五八番一	四・八五 四・八五	三三・七	岐西建築第一四一号の八	同 五・二三
同 市別府字井場三ノ町一六二七番四	四・〇〇	三三・七	岐西建築第一四一号の九	同 五・二
揖斐郡大野町大字稲畑字中之長二四三番三から一二三番五まで	六・〇〇	五・八四	岐西建築第一四一号の一〇	同 六・七
瑞穂市祖父江字伯母塚中二九六番四	四・三三	三三・六	岐西建築第一四一号の一	同 六・六
同 市本田字三ノ改田一〇七三番九	五・〇〇	三三・七	岐西建築第一四一号の二	同 六・六
羽島郡笠松町代字社古地一〇二八番四	四・六二	三三・九	岐西建築第一四一号の三	同 六・五

東濃建築事務所

位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	年月日 指定
同 市同 町字同 四八〇番一から四九五番四まで	六・〇〇	三三・九	同	同
恵那市大井町字長島四八〇番一から四八六番七まで及び四八六番七地先法定外公共物（水路）	四・〇〇 六・〇〇	三三・七	東建築第四五号の一	平成 二五・三・一八

土岐市土岐津町高山字明榮寺三五七番五	四・〇〇	三三・〇一	東建築第六二一	同	二五・五八
恵那市大井町字下河原五一八番一六から同番二八まで	四・一〇	五・九四	東建築第六二一	同	同
土岐市土岐津町高山字盆繩手二八八番九から同字堤下二八〇番四まで	六・〇〇	一三〇・〇一	東建築第六二一	同	六・〇〇

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第六十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定の取消しについて、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

平成二十五年七月九日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

指定を取り消した施設

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地	収容人員
関 市	関市洞戸基幹集落センター大集會室	関市洞戸市場294番地5	300人

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年六月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アートの駅
- 三 代表者の氏名 小澤 紀代美
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市吾妻町一丁目一〇番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域の人々に対し、地域社会とアートの連携を推進する活動を通して、地域社会の活性化と文化の向上に寄与し、豊かな市民生活を創出することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年六月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人爽風会
- 三 代表者の氏名 波多野 彰彦
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市加納栄町通三丁目二番地 豊田ビル

五 定款に記載された目的 この法人は、精神障害を抱える方を中心とする利用者の意向を尊重して、多様なサービスが総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年六月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ギフ福祉ネットワーク東部
- 三 代表者の氏名 細野 俊和
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市野一色四丁目一五番一―二号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、相互秩序の精神に基づき、不特定多数の人びとが健康で安心して暮らせる家庭・地域社会の推進に寄与すると共に、高齢者・障害者・子どもなど広く一般に対して在宅介護・家事援助、高齢者・障害者等の移送サービス活動、介護保険法並びに障害者自立支援法に基づき介護事業等を行うことにより福祉の増進に寄与し、また山林・河川等の清掃活動等を行うことにより環境保全にも貢献することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年六月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ソムニード
- 三 代表者の氏名 和田 信明・中田 豊一
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市千島町九〇〇番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、いわゆる発展途上国の農村等の貧困層の生活の自立のための自助努力を支援すること、及び、それらの活動を通して日本に住む我々の生活を見直すことを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百三十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十五年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの
(病院又は診療所)

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	年月日
なかしま脳神経外科クリニック	岐阜市則武新田土地区画整理地六二街区二一	脳神経外科・神経内科	精神通院	平成二五・七一

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	年月日
もちの木薬局	安八郡神戸町北一色五八二の三	精神通院	平成二五・七一

マリールプス薬局 日赤前店	高山市名田町三丁目七八番地	精神通院	平成 二五・七一
浪花薬品株式会社 にわ調剤薬局	瑞浪市南小田町一丁目一三〇番地	精神通院	平成 二五・七一
トイカイ薬局 津川中央店	中津川市えびす町三丁目二四番地	精神通院	平成 二五・七一
いづみ調剤薬局	岐阜市元町一の七	精神通院	平成 二五・七一
なか調剤薬局	各務原市那加雄飛ヶ丘町一七番三七	精神通院	平成 二五・七一
シンコー薬局 田店	美濃加茂市太田町四二九六	精神通院	平成 二五・七一
アカツカ薬局 佐波店	岐阜市柳津町上佐波西三丁目一四九番地	精神通院	平成 二五・七一
ルナファーマシー かやば薬局	岐阜市萱場南二丁目二の十八	精神通院	平成 二五・七一

(指定訪問看護事業者等)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	指 定 年 月 日
さん・さん笠松訪問看護ステーション	羽島郡笠松町門間字四反田一七五番地二	精神通院	平成 二五・七一
岩ころ訪問看護ステーション西濃	大垣市東町二の二三六の一	精神通院	平成 二五・七一

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十五年七月九日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十五年六月二十七日
- 二 届出者の氏名又は名称
ゲンキー株式会社
- 三 建物の名称及び所在地
ゲンキー下米田店
- 四 美濃加茂市下米田町今一七四 一 外
大規模小売店舗の新設日
平成二十六年三月六日
- 五 店舗面積
一、三六七平方メートル
- 六 駐車場の収容台数
五三台
- 七 荷さばき施設の面積
四〇平方メートル

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十五年七月九日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年六月二十七日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー関ヶ原東町店

不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字森前三六八五番一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十六年三月六日

五 店舗面積

一、三六七平方メートル

六 駐車場の収容台数

五二台

七 荷さばき施設の面積

四〇平方メートル

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年七月九日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

静里ショッピングセンター

大垣市静里町字栄町一六五番地 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

郡上市

二 調査を行った地域

岐阜県郡上市高鷲町大鷲の一部（岩本、御坊主、エボシ山）

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成二十四年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県郡上市（高鷲町大鷲の一部）の地籍図
岐阜県郡上市（高鷲町大鷲の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年七月九日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

揖斐郡大野町

二 調査を行った地域

岐阜県揖斐郡大野町大字相羽の一部（相羽）

三 調査を行った期間

平成二十三年度から平成二十四年度

四 地図及び簿冊の名称

五

岐阜県揖斐郡大野町（大字相羽の一部）の地籍図
岐阜県揖斐郡大野町（大字相羽の一部）の地籍簿

認証年月日
平成二十五年七月九日

平成二十五年七月九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社